

ホワイトバレエスクール会員規約

第1条（名称及び所在地）

本スクールの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本スクール」といいます）

第2条（目的）

本スクールはバレエクラスを会員に提供し、ダンサーの育成・舞台出演・バレエ芸術の振興を図ることを目的とします。

第3条（入会資格）

- ①本スクールに入会できる方は、各クラスの定められた各要件を満たし、本スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
- ②会員が円滑にレッスンを受けることに支障をきたす可能性がある方、その他本スクールが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第4条（入会手続）

- ①本スクールに入会する方は、本規約に同意の上、所定の入会手続を行い、本スクールの承認を得た上、定める会費・入会諸費用(開始月1か月分の月会費)をお支払い頂きます。
- ②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名での申し込み手続が必要です。この場合、保護者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約18条に定める本スクールの免責に同意するものとします。

第5条（入会金）

会員は本スクールが定める入会金を、所定の方法で本スクールに支払わなければなりません。当該の入会金は、入会契約締結のための費用であり、一旦納入した入会金は返還いたしません。

第6条（クラス種類及び指導日時）

本スクールの各クラス及び各要件は別に定める通りです。また、会員は別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。

第7条（指導内容）

本スクールは、各クラスに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法は指導担当者が決定します。

第8条（資格停止及び除名）

本スクールは、会員もしくは保護者が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員の受講を停止もしくは除名をすることができます。

- ①本スクールの定めるレッスン料金や諸費用を、連絡無しに3ヶ月以上滞納したとき。
（除名の場合、除名以前のレッスン料金・諸費用は全て納入していただきます）
- ②本スクールの施設を故意に毀損したとき。
- ③本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき。
- ④本スクールの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤入会申込書等に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥会員・保護者として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦本スクールの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ⑧その他本スクールが、社会通念に照らし、本スクール会員としてふさわしくないと認めるとき。

第9条（レッスン料・会費等の支払）

会員は、本スクールの定めるレッスン料・会費等を所定の方法で支払わなければなりません。レッスン料・会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スクールが定めるものとします。

（月会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スクールを利用しない場合も支払義務が発生します）

第10条（休業）

本スクールは、原則として祝日、各月第5週目、（発表会・スタジオパフォーマンス等の）舞台リハーサル・本番日及びその翌日、年末年始、お盆休み、ゴールデンウィークは休業します。また、諸施設の補修、設備整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。休業予定については事前に会員にお知らせします。但し、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、予め告知することなく休業することができます。

第11条（レッスンの廃止、利用制限等）

- ①本スクールは、次の事由によりレッスンを廃止または閉鎖または臨時休業することができます。

(1)台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障があるとき。

(2)施設の改造または補修工事実施のとき。

(3)法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。

(4)施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。

(5)その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

②本スクールは、施設を利用してビジターを対象としたレッスン等を、あらかじめ告知することにより開催することができます。なお、会員はこれらのレッスンで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。

第12条（休会及び曜日変更）

①レッスンを長期間受講できない場合は休会・退会のいずれかを選択し、所定の手続きを行って頂きます。尚、トラブル防止のため電話やメール、LINE@等での休会は受け付けません。また、未払いのレッスン料・月会費等があった場合は休会・退会手続きはできません。その場合、本スクール所定の支払い方法よりご選択頂き、未払い料金をお支払い頂いた後、所定の手続きが行えるものとします。

②休会・曜日変更をする場合は前月20日までに本スクールにお申し出下さい。怪我や病気、受験等やむを得ない事情で長期レッスンをお休みする場合は休会対応させて頂きます。但し、休会費は1ヶ月2,000円（税込）となります。

第13条（退会）

会員は、各月の10日（10日が休校日の場合翌日）までに本スクールに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。本スクールが退会届を受領しない限り、レッスン料金・諸経費等の支払義務は発生するものとします。尚、退会后、再入会される際には入会金は正規の料金となり、キャンペーン等の対象外となります。

第14条（欠席連絡）

レッスンの欠席・遅刻・早退は、レッスン開始10分前までに必ずご連絡下さい。レッスン開始10分前までにはスタジオにお入り下さい。

第15条（振替レッスン）

レッスンを欠席した場合、同一月内に限り振替受講が可能です。

自然災害（地震・台風等）や交通機関の運転停止などによりレッスンが休講となった場合の振替クラスはございません。尚、臨時休講の連絡はスクール専用 LINE@で周知いたします。尚、講師都合による休講の場合は振替クラスがございます。

第 16 条（本スタジオによる写真及び動画の使用）

- ①本スタジオが撮影した会員の写真・動画を、本スタジオのウェブサイトや SNS、印刷物等で使用することがあります。
- ②前項に挙げた写真・動画の使用を希望しない会員は、予めスタジオにお申し出下さい。

第 17 条（特別行事の参加）

発表会・スタジオパフォーマンス及びその他の公演への参加は任意によるものとします。また、それらに向けた各クラスの全体練習・振付け等は通常レッスン内で行います。特別行事に参加しない場合でも、通常レッスン時間内は特別行事への参加有無に関わらず各クラス会員は同様のレッスンを行います。特別行事への参加会員は通常レッスン後、指導者判断でレッスンが延長となる場合がございます。その場合の追加のレッスン料金はございません。

第 18 条（免責事項）

- ①本スクールは、レッスン中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スクールの責めに帰すべき事由が無い限り、責任を負いません。万一、本スクールが、その責めに帰すべき事由に基づき損害賠償責任を負担する場合、その責任は 1 ヶ月分のレッスン料金を上限とします。ただし、本スクールに故意または重大な過失がある場合を除きます。レッスン時間外の自習時間等は、本スクールの管理外となります。
- ②会員は、本スクールにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スクールの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の会員・ビギナーに対する指導行為を行ってはならないものとします。

第 19 条（変更事項）

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第 20 条（諸費用の改定）

本スクールは、本規約に基づいて会員が負担するレッスン料金及び諸費用を、社会情勢・経済状況の変動・税制改正等を参考にして改定することができます。この場合、本スクールは改定の 1 ヶ月以上前までに会員に告知するものとします。

第 21 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スクールが定めるものとします。

第 22 条（改定）

本規約の改定及び変更は本スクールにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本スクールが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及びホームページ等にて会員に告知するものとします。

第 23 条（附則）

本規約は 2021 年 5 月 1 日より施行します。

名称及び所在地

名 称：ホワイトバレエスクール

所在地：東京都新宿区早稲田町 74-9 夏山ビル B1